



第90回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時30分

場所

アイダエンジニアリング株式会社
本社会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬枠再設定の件



インターネット又は郵送による
議決権行使の期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分まで

株主総会当日にご出席されない場合は、インターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

本総会では株主懇親会の開催はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

アイダエンジニアリング株式会社

証券コード：6118

株 主 各 位

証券コード 6118
2025年6月6日

神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

アイダエンジニアリング株式会社

代表取締役社長 鈴木 利彦

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

□ 当社ウェブサイト

<https://www.aida.co.jp/ir/event/index.html#anc03>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（アイダエンジニアリング）又は証券コード（6118）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

□ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記「議決権行使方法についてのご案内」をご参照のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日） 午前10時30分
2. 場 所 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号 当社 本社会議室
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬枠再設定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- (2) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人による議決権の行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。その場合、代理出席される株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状及び代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。
- (5) 本定時株主総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正した旨並びに修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによるご行使



インターネットによる議決権行使のご案内（次頁）をご参照のうえ、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後**5時30分**入力分まで

詳細は次頁をご覧ください。

郵送によるご行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後**5時30分**到着分まで

株主総会ご出席によるご行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙のインターネット又は郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前**10時30分**

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書
アイダエンジニアリング株式会社 御中
XXXX年XX月XX日
見本
アイダエンジニアリング株式会社

こちらを切り取ってご返送ください。

●ここに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号・第3号・第4号議案

- ・賛成の場合 ▶ **「賛」** の欄に○印
- ・反対する場合 ▶ **「否」** の欄に○印

第2号議案

- ・全員賛成の場合 ▶ **「賛」** の欄に○印
- ・全員反対する場合 ▶ **「否」** の欄に○印
- ・一部の候補者を反対する場合 ▶ **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」「パスワード」は裏面に記載されています。

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

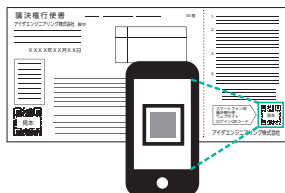
行使期限 ▶▶▶▶ 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

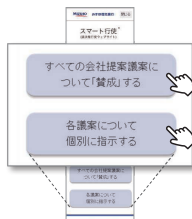
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙 右下に記載のQR コードを読み取って ください。

※「QRコード」は、株式会社デン
ソーウェアの登録商標です。



2. 以降は画面の 案内に従って賛否を ご入力ください。



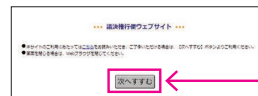
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、再度QRコードを
読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・
「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い
いたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

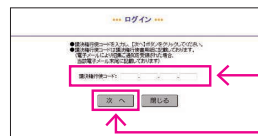
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
をご入力

「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」をご入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください。

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問合せください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時 (年末年始を除く))

- インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネット又は郵送により事前に議決権を行使することができますが、株主総会当日にご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱わせていただきます。

ご参考

2024年度連結業績ハイライト

受注高

626億03百万円

前期比

20.9%減



売上高

760億06百万円

前期比

4.5%増



営業利益

55億29百万円

前期比

53.0%増



親会社株主に帰属する
当期純利益

51億01百万円

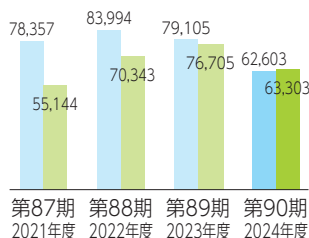
前期比

81.7%増



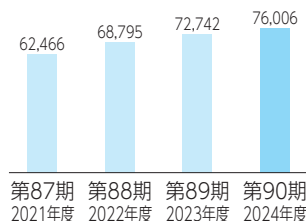
受注高／受注残高

■ 受注高 ■ 受注残高 (単位:百万円)



売上高

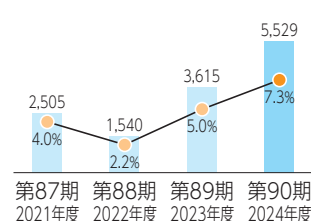
■ 売上高 (単位:百万円)



営業利益／営業利益率

■ 営業利益 (単位:百万円)

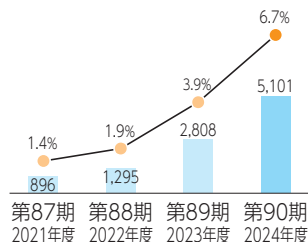
● 営業利益率



親会社株主に帰属する当期純利益／当期純利益率

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)

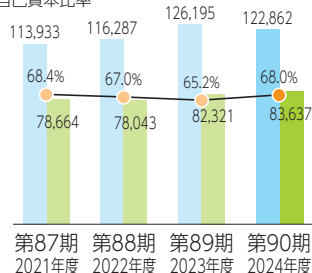
● 当期純利益率



総資産／純資産／自己資本比率

■ 総資産 ■ 純資産 (単位:百万円)

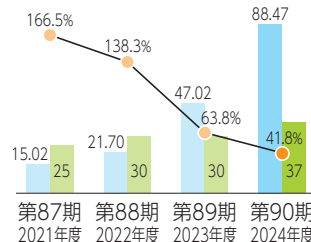
● 自己資本比率



1株当たり当期純利益／1株当たり配当金／配当性向

■ 1株当たり当期純利益 ■ 1株当たり配当金 (単位:円)

● 配当性向



第1号議案 剰余金の処分の件

利益配分につきましては、ステークホルダーとともに成長するという経営方針に基づき、経営・財務基盤の安定性確保、持続的成長への戦略投資、安定的な株主還元をバランスよく実現するという基本方針のもと、資本コストを踏まえた「あるべき自己資本」と「あるべきバランスシート」を目指しつつ、配当については安定配当を重視しDOE（株主資本配当率）3%以上*を維持する方針です。

*為替換算調整勘定を除く自己資本をベースとする

当期の配当金につきましては、安定配当を維持すべく1株につき普通配当37円（連結配当性向41.8%）とさせていただきますと存じます。

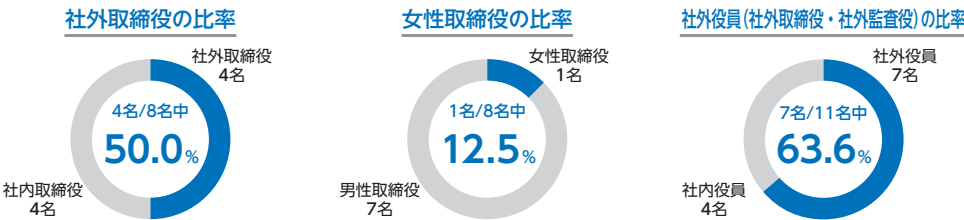
期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 37円 総額 2,289,822,996円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名（うち社外取締役4名）全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

【ご参考】本議案が原案のとおり承認された場合の取締役会の構成を記載しています。



取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況(第90期)
1	あいだきみかず 会田 仁一	男性	代表取締役会長	再任	14回中11回(79%)
2	すずきとしひこ彦 鈴木 利彦	男性	代表取締役社長 最高経営責任者(CEO) 開発本部長	再任	14回中14回(100%)
3	うがわひろみつ光 鵜川 裕光	男性	取締役 常務執行役員 管理本部長	再任	14回中14回(100%)
4	よないやまじゅんいち 米内山 純一	男性	上席執行役員	新任	—
5	ごみひろふみ文 五味 廣文	男性	取締役	再任 社外 独立	14回中14回(100%)
6	もちづきみきお夫 望月 幹夫	男性	取締役	再任 社外 独立	14回中14回(100%)
7	いぐちいさお功 井口 功	男性	取締役	再任 社外 独立	14回中14回(100%)
8	かどきよえ恵 角 紀代恵 (戸籍上の氏名：武田 紀代恵)	女性	取締役	再任 社外 独立	14回中14回(100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任 あい だ きみ かず 会 田 仁 一 (1951年12月13日生) 【取締役会への出席状況】 11回/14回（79%） 【所有する当社の株式数】 1,448,920株	1976年12月 当社入社 1982年 6月 取締役 1989年 9月 代表取締役（現任） 1992年 4月 取締役社長 2001年 4月 最高経営責任者（CEO） 2011年10月 開発本部長 2018年 6月 取締役会長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 アイデアメリカ CORP. 会長
	〈取締役候補者とした理由〉 同氏は、1989年より代表取締役に就任して以来、35年間にわたり当社のグローバル戦略や新商品開発を牽引し、今日に至るまで当社の事業拡大と発展に貢献してきました。経営者としての豊富な経験、幅広い知見とリーダーシップを有しており、2023年4月からは、代表取締役会長として当社グループの経営を担っております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。	
2	再任 すず き とし ひこ 鈴 木 利 彦 (1961年8月28日生) 【取締役会への出席状況】 14回/14回（100%） 【所有する当社の株式数】 16,281株	2011年12月 当社入社 2014年 6月 執行役員 2015年 5月 技術本部長 2015年 6月 取締役 2017年 6月 常務執行役員 営業本部長 2018年 6月 専務執行役員 2018年10月 営業・サービス本部長 2020年 4月 代表取締役（現任） 副社長執行役員 事業執行責任者（COO） 営業本部長兼生産本部長 2021年 4月 生産統括本部長 2022年 6月 開発本部長（現任） 2023年 4月 取締役社長（現任） 最高経営責任者（CEO）（現任） 〈重要な兼職の状況〉 株式会社 R E J 代表取締役会長 アイデアメリカ CORP. 副会長
	〈取締役候補者とした理由〉 同氏は、制御技術の専門性が高く主として技術部門に従事しておりましたが、加えて、開発、営業、サービス、製造部門にも従事し、当社の業務全般に精通するとともに、海外勤務を含めた豊富な経験と幅広い知見を有しております。2023年4月の代表取締役社長就任以降、現行の中期経営計画の推進において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの経営を担っております。これらのことから、中期経営計画の確実な遂行及び持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	再任 う がわ ひろ みつ 鵜 川 裕 光 (1961年12月13日生) 【取締役会への出席状況】 14回/14回（100%） 【所有する当社の株式数】 11,700株	1984年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2012年 2月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）投資業務管理部エージェント業務室長 2014年 4月 当社入社 管理本部経理部長 2015年 3月 管理本部副本部長 2016年 6月 執行役員 管理本部長（現任） 2018年 6月 常務執行役員 2020年 6月 取締役（現任） 執行役員 2022年 6月 常務執行役員（現任） 〈重要な兼職の状況〉 アイダ S.r.l. 会長
	〈取締役候補者とした理由〉 同氏は、2014年の入社以来、財務・経理のほか、経営企画、IR、総務、人事、原価管理、システム等の管理業務に加え、企業買収、資本政策等を所管し、現在は常務執行役員管理本部長として管理部門を統轄するとともに営業部門も管掌しております。また、長年にわたる金融機関勤務を通じて培った財務や金融に関する豊富な知識を有するとともに、海外業務経験に加え、投資銀行業務、リスク管理業務に関する経験も豊富であり、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断しております。これらのことから、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。	
4	新任 よ ない やま じゅん いち 米 内 山 純 一 (1964年2月23日生) 【所有する当社の株式数】 2,505株	1986年 4月 東京三洋電機株式会社（現パナソニック株式会社）入社 1992年 9月 エフ・イー・ジー・ジャパン株式会社 （現シェフラー・ジャパン株式会社）入社 1996年 2月 当社入社 2015年 3月 営業本部副本部長 2020年 4月 アイダ S.r.l. 社長（現任） 2022年 7月 アイダジャーマニー GmbH 社長（現任） 2023年 6月 執行役員 2024年 7月 上席執行役員（現任） 〈重要な兼職の状況〉 アイダ S.r.l. 社長
	〈取締役候補者とした理由〉 同氏は、営業本部における営業統括補佐に加え、海外では、主にアジア拠点や欧州拠点において各地域の事業推進に従事しており、現在は上席執行役員として欧州統括拠点（アイダ S.r.l.）の社長として現地に於いて欧州事業の経営を担っております。海外勤務を含め豊富な経験を有するとともに、営業・サービス・設計・製造・管理の全機能を備える欧州拠点の経営においても実績十分にて、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断しており、取締役として新たに選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再任 社外 独立 ご み ひろ ふみ 五味 廣 文 (1949年5月13日生) 【取締役会への出席状況】 14回/14回 (100%) 【所有する当社の株式数】 0株	1972年 4月 大蔵省（現財務省、以下同様）入省 1996年 7月 大蔵省銀行局調査課長 1998年 6月 金融監督庁（現金融庁）検査部長 2000年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2001年 7月 金融庁検査局長 2002年 7月 金融庁監督局長 2004年 7月 金融庁長官 2007年 7月 金融庁退官 2009年 11月 青山学院大学特別招聘教授（現任） 2014年 1月 西村あさひ法律事務所アドバイザー 2015年 2月 ポストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー 2015年 6月 当社社外取締役（現任） 2016年 6月 インフォテリア株式会社 （現アステリア株式会社）社外取締役（現任） 株式会社ミロク情報サービス社外取締役（現任） 2017年 6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 2019年 6月 株式会社ZUU社外取締役（現任） 2020年 6月 株式会社福島銀行社外取締役 2022年 2月 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行） 取締役会長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 株式会社SBI新生銀行取締役会長
	〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 同氏は、元金融庁長官等として国の金融行政に携わったことによる豊富な経験と高度な専門知識を有しており、当社の経営上有益な助言・提言をいただいております。当社以外でも、民間金融機関における取締役会長職として、また、社外役員として複数の会社経営に関わられる等の経験も豊富であり、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した客観的な立場から経営の監督を行っていただいております。これらのことから、社外取締役として適任であると判断し、今後も上記の役割を期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	再任 社外 独立 もち づき みき お 望 月 幹 夫 (1954年7月8日生) 【取締役会への出席状況】 14回/14回 (100%) 【所有する当社の株式数】 985株	1978年 4月 石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社 2011年 4月 同社執行役員 IHI INC.（米州統括会社）社長兼CEO 2014年 4月 同社常務執行役員 財務部長 2016年 6月 同社取締役 常務執行役員 財務部長 2017年 4月 同社取締役 常務執行役員 産業システム・汎用機械事業領域長 2018年 4月 同社取締役 2018年 6月 同社顧問（2021年6月退任） 2021年 6月 当社社外取締役（現任） 2022年 6月 株式会社東芝社外取締役 2023年12月 同社監査役 <重要な兼職の状況> 該当事項はありません。
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、株式会社IHIにおいて、米州統括会社の社長、取締役常務執行役員財務部長、産業システム・汎用機械事業部門の取締役を務められるなど、プレス機械も含めた産業機械ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営上有益な助言・提言をいただいております。また、他社の社外役員として会社経営に関わる経験も有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した客観的な立場から経営の監督を行っていただいております。これらのことから、社外取締役として適任であると判断し、今後も上記の役割を期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。	
7	再任 社外 独立 い ぐち いさお 井 口 功 (1954年9月3日生) 【取締役会への出席状況】 14回/14回 (100%) 【所有する当社の株式数】 2,515株	1977年 4月 三菱電機株式会社入社 2008年 4月 同社執行役員 FAシステム事業本部 機器事業部長 2010年 4月 同社執行役員 中部支社長 2012年 4月 同社常務執行役 営業本部長 2016年 4月 同社専務執行役 自動車機器事業本部長 兼 ITS推進本部副本部長 2019年 4月 同社シニアアドバイザー（2022年3月退任） 2021年 6月 当社社外取締役（現任） <重要な兼職の状況> 該当事項はありません。
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、三菱電機株式会社において、執行役員FAシステム事業本部機器事業部長、常務執行役営業本部長、専務執行役自動車機器事業本部長を務められるなど、当社が注力する自動機・FAビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営上有益な助言・提言をいただいております。また、会社経営に関する見識も有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した客観的な立場から経営の監督を行っていただいております。これらのことから、社外取締役として適任であると判断し、今後も上記の役割を期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	再任 社外 独立 かど き よ え 角 紀 代 恵 (1955年2月8日生) (戸籍上の氏名：武田 紀代恵) 【取締役会への出席状況】 14回/14回（100%） 【所有する当社の株式数】 0株	1978年 4月 東京大学法学部助手 1981年 7月 アンダーソン・毛利・ラヴィノウィッツ法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) リサーチャー 1985年 4月 富山大学経済学部専任講師 1987年 4月 富山大学経済学部助教授 1988年 4月 筑波大学社会科学系助教授 1992年 4月 成城大学法学部助教授 1995年 4月 立教大学法学部教授 2005年10月 立教学院常務理事 2010年 4月 立教大学法学部長 2016年 4月 国立大学法人千葉大学監事（非常勤） 2017年 6月 株式会社LIXILビバ（現アークランズ株式会社）社外取締役 2018年 6月 株式会社LIXILビバ（現アークランズ株式会社）社外取締役 (監査等委員) 2020年 4月 立教大学名誉教授（現任） 2020年 7月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 島田法律事務所入所 客員弁護士（現任） 2022年 4月 明治学院大学客員教授（現任） 2022年 6月 公益財団法人トラスト未来フォーラム理事（現任） 2023年 6月 当社社外取締役（現任） 2024年 6月 高岡法科大学客員教授（現任） 〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。
	〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 同氏は、民事法学の研究に携わられるとともに、法律の専門家としてビジネス法務全般に関する高度な知見を有しており、当社の経営上有益な助言・提言をいただいております。また、大学の法学部長として人材育成に関する経験、加えて学校法人の常務理事、事業法人の社外役員として会社経営に関わる経験も有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した客観的な立場から経営の監督を行っていただいております。これらのことから、社外取締役として適任であると判断し、今後も上記の役割を期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、持株会での持分を合算して表示しております。
3. 五味廣文氏、望月幹夫氏、井口功氏及び角紀代恵氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
4. 当社は五味廣文氏、望月幹夫氏、井口功氏及び角紀代恵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き、独立役員として指定する予定であります。
5. 望月幹夫氏は、当社の取引先である株式会社IHJにおいて2018年6月まで取締役に就任していましたが、2025年3月期における同社への売上実績及び同社からの仕入実績は、いずれも当社の連結売上高の1%未満と僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
6. 井口功氏は、当社の取引先である三菱電機株式会社において2019年3月まで専務執行役に就任していましたが、2025年3月期における同社への売上実績及び同社からの仕入実績は、いずれも当社の連結売上高の1%未満と僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
7. 角紀代恵氏が2017年6月から2021年3月まで社外取締役に就任していた株式会社LIXILビバ（現アークランズ株式会社）では、下請代金支払遅延等防止法違反の行為が認められたため、公正取引委員会による勧告を受けました。同氏は、当該事象について事前には認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の重要性について注意喚起を行うとともに、当該事象が判明した後においては、再発防止のための社内遵法管理体制の整備に向け各種提言や意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
8. 五味廣文氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年、望月幹夫氏及び井口功氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年、角紀代恵氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
9. 五味廣文氏、望月幹夫氏、井口功氏及び角紀代恵氏とは定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者の取締役選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者に期待するスキル

氏名	項目 社外 独立役員	専門性・経験							
		企業経営	財務会計 金融 資本市場	リスク管理 法務 コンプライアンス ※1	国際業務	営業 マーケティング	技術 研究開発	IT DX	人事 人財開発
会田 仁一		○			○	○	○		
鈴木 利彦		○		○		○	○	○	
鵜川 裕光			○	○	○				○
米内山 純一					○	○			
五味 廣文	✓	○	○	○					
望月 幹夫	✓		○	○	○				
井口 功	✓					○		○	
角 紀代恵	✓			○					○

※1. 「リスク管理・法務・コンプライアンス」については、製造物責任(PL)の観点を含めております。

※2. 上記は各取締役に、当社経営において特に貢献することが期待される分野であり、各取締役の有する全てのスキル・専門的知見を表すものではありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 片山典之氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
新任 社外 独立 さ さ き きよ たか 佐々木 清隆 (1961年2月19日生) 【所有する当社の株式数】 0株	1983年 4月 大蔵省（現財務省）入省 1989年 7月 高山税務署長 1990年 7月 名古屋国税局総務課長 1993年 7月 OECD（経済協力開発機構）Senior Administrator 2002年 7月 IMF（国際通貨基金）Senior Financial Sector Expert 2005年 7月 金融庁証券取引等監視委員会特別調査課長 2007年 7月 金融庁証券取引等監視委員会総務課長 2010年 7月 金融庁検査局総務課長 2011年 7月 金融庁公認会計士・監査審査会事務局長兼検査局審議官 2015年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2017年 7月 金融庁総括審議官 2018年 7月 金融庁総合政策局長 2019年 7月 金融庁退官 2019年 11月 一橋大学大学院経営管理研究科客員教授（現任） 2021年 6月 公益財団法人日本内部監査研究所理事（現任） 2023年 7月 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会非業務執行理事（現任） 〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。
〈社外監査役候補者とした理由〉 同氏は、金融庁において証券取引等監視委員会事務局長や総合政策局長として長年にわたり国の金融行政に従事された後も、一橋大学大学院経営管理研究科の客員教授を務められる等、資本市場監視、監査法人検査、内部・外部監査、コーポレートガバナンス、DX、サステナビリティ等幅広い分野において豊富な経験と高度な専門知識を有しており、それらを当社の監査に反映していただくとともに、独立した客観的な立場から取締役及び業務執行者の業務執行を監視・監督していただくことを期待しております。これらのことから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として新たに選任をお願いするものであります。	

-
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々木清隆氏は会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。
3. 佐々木清隆氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 佐々木清隆氏の監査役選任が承認された場合、当社は同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。佐々木清隆氏の監査役選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社は社外役員の独立性について以下の判断基準を設けております。

原則として、現在又は過去３年以内において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社を主要な取引先とする者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当社の主要な取引先、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等。
- (4) 当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等。
- (5) 当社から、多額の寄付等を受ける者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当社の主要株主（総議決権数の10％以上の株式を保有している者）、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - A. 上記（1）～（6）に該当する者。
 - B. 当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等。

第4号議案 取締役に対する株式報酬枠再設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年6月19日開催の第82回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じです。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をいただき、今日に至っております。

今般、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的に、報酬制度を見直すことといたしました。具体的には、上記報酬制度見直しの目的に鑑み、取締役の報酬全体に占める株式報酬の割合を高めつつ、より中長期的な株価上昇のインセンティブが働くよう、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を引き上げるとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額上限を設けず、本制度に係る報酬の額の具体的な算定方法を定めること（以下「本変更」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。なお、これら以外の本制度の事項につきましては、変更ございません。

本変更は、以上のような目的によるものであり、本議案を原案どおりご承認いただくことを条件に、当社取締役会において決議した当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等（案）（後掲）の変更内容とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の報酬諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本変更は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、2001年6月28日開催の第66回定時株主総会においてご承認をいただきました当社取締役の報酬額（年額3億円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び内容並びに参考情報

主な変更点には下線を付しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を当該取締役退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除く。）

(3) 信託期間

2017年10月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うた

め、本信託による当社株式の取得の原資として、105百万円の金銭を本信託に拠出し、本信託を設定いたしました。当該金銭にて、当社株式81,800株を取得しています。また、2020年8月に、72百万円の金銭を拠出して当社株式101,500株を、2024年3月に、72百万円の金銭を拠出して当社株式84,600株を、それぞれ取得しております。

これらの対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。なお、下記（５）のとおり、各対象期間において本信託が取得する当社株式数の上限は300,000株となっているため、株式取得資金の原資として拠出する信託金額の総額は、対象期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の最高値に300,000を乗じた金額が上限となります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役が付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、1事業年度当たり100,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は300,000株となります。当該取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（６）取締役に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、100,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して設定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数1,000個の発行済株式総数に係る議決権数618,123個（2025年3月31日現在）に対する割合は約0.16%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイントの合計数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。このとき、当該取締役が支給を受けることができる当社株式の一定割合について、役員株式給付規程に定める要件に従って、当社株式の当該取締役退任日時点での時価で換算した金額相当の金銭を給付することがあります（この場合、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却することがあります。）。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会決議において解任の決議をされた場合、在任

中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

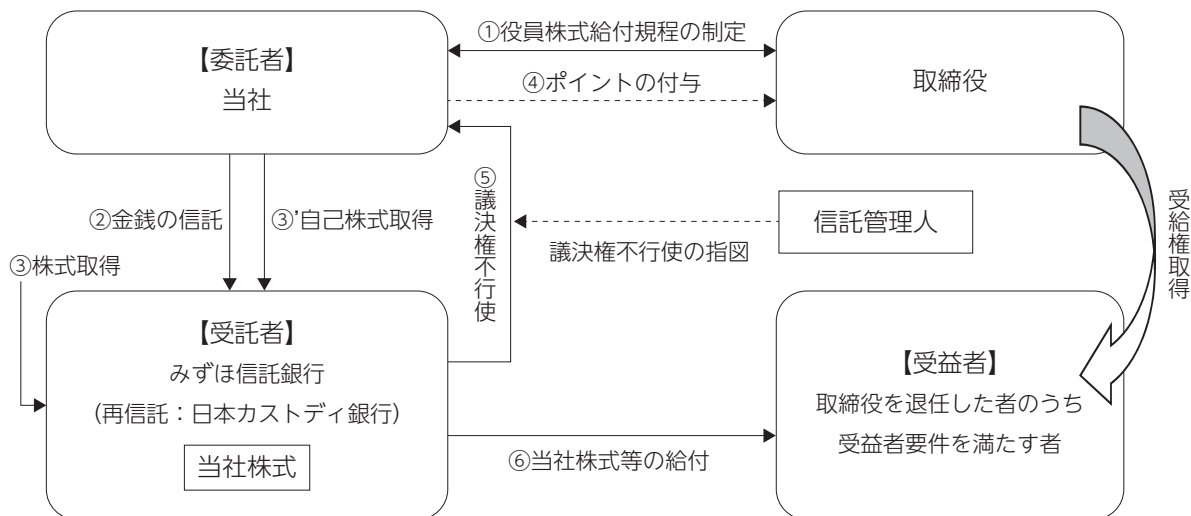
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法（③'）により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。このとき、当該受託者が支給を受けることができる当社株式の一定割合について、「役員株式給付規程」に定める条件に従って、当社株式の当該取締役退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付することがあります。

＜ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等（案）＞

（本内容は、本議案を原案どおりご承認いただくことを前提としております。）

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

取締役の報酬は、(a) 固定報酬としての基本報酬、(b) 単年度の会社の業績に連動して支給される業績連動賞与、(c) 株価に連動する非金銭報酬（株式報酬）、で構成されます。社外取締役の報酬は、独立性の維持と客観的視点で経営全般を監督するという職責に鑑み、(a) 固定報酬としての基本報酬のみとしております。取締役の金銭による報酬である (a) 基本報酬と (b) 業績連動賞与については、2001年6月28日開催の当社第66回定時株主総会において、報酬限度額は年額3億円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と設定しており、当事業年度の各社内取締役の個人別報酬額は、報酬諮問委員会の提案を踏まえ代表取締役社長が決定しております。また、(c) 非金銭報酬（株式報酬）については、上記の取締役に対する金銭による報酬の限度額とは別枠として、2017年6月19日開催の当社第82回定時株主総会において、3事業年度で1億5百万円の報酬限度額が設定されておりましたが、2025年4月11日開催の取締役会において、より中長期的な株価上昇のインセンティブが働くよう、固定報酬としての基本報酬の比率を下げ、株式報酬の比率を上げること（いわゆる報酬ミックスの変更）を内容とする、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の変更を決定し、3事業年度で1億5百万円の金額上限を廃止し、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の年間上限を54,600ポイントから100,000ポイントに引き上げる（1ポイント＝1株）ことといたします。

報酬諮問委員会からは、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、今般の報酬ミックスの変更は相当であるとの答申を得ております。

(a) 基本報酬については、役位や経験に応じた等級と、各等級に応じた月額報酬基準額が設定されており、その基準額が月額報酬として支給されます。報酬基準額については、経営環境や世間水準を考慮

して適正な水準を設定しております。

- (b) 業績連動賞与については、単年度の業績達成に向けたインセンティブ付けを目的としております。月額報酬基準額に基づく一部の基本部分(単年度の連結営業利益が一定水準を下回ると支給されない)に、単年度の連結営業利益に一定の係数を乗じて算定される連結営業利益連動部分を加えて総支給額が算出され、役位に応じて各取締役への配分額が決定し、毎年夏と冬に支給することとしています。

なお、業績連動賞与は、株主の皆様と共有している重要な経営指標である連結営業利益の実績値によって算出される仕組みを採用しておりますが、支給のための目標値の設定はありません。当事業年度の連結営業利益実績は55億2千9百万円であります。業績連動賞与は、基本報酬の水準に関わりなく、ゼロを下限に連結営業利益の水準に応じて自動的に変動する仕組みであるため、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（株式報酬）の支給割合は、連結営業利益の水準に応じて定まるのであって、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（株式報酬）の支給割合を予め定めて、それに応じて各種報酬の額が定まるわけではありません。

- (c) 非金銭報酬（株式報酬）については、中長期的な企業価値増大に向けたインセンティブ付けを目的としており、役員株式給付規程に基づき、役位に応じて毎年ポイント（1ポイント＝1株）が付与され、退任時等に累積ポイント数に応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付いたします。今般の報酬ミックスの変更により、株主の皆様との価値共有を一層進め、株式価値の中長期的な向上をより重視した経営を行ってまいります。

なお、上記方針は、2021年5月13日開催の取締役会並びに2025年4月11日開催の取締役会で慎重に審議のうえ決定しております。

当事業年度の取締役の報酬（個人別報酬額も含む）の決定については、(a) 基本報酬及び (b) 業績連動賞与につき報酬諮問委員会の提案を踏まえ取締役会から一任を受けた代表取締役社長である鈴木利彦氏が、(c) 非金銭報酬（株式報酬）につき役員株式給付規程に基づき、それぞれ株主総会で決議された報酬額の枠内において、予め定めている社内の基準に則して決定していることから、取締役会は当該報酬の内容が上記方針に沿った妥当なものであると判断しております。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中国や欧州経済が低迷するなかで堅調な米国が牽引する形で全体として緩やかな成長基調をたどってまいりましたが、ウクライナや中東といった地政学的リスクに加え、米国の通商政策の不確実性が増大し、年度後半からは世界経済全体の下押しリスクが高まっています。

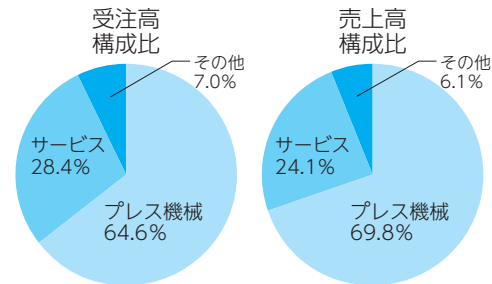
鍛圧機械製造業界におきましては、国内及び輸出案件双方の減少により、当連結会計年度の受注は前期比13.2%減の1,299億6千6百万円（一般社団法人日本鍛圧機械工業会プレス系機械受注額）となりました。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度の受注高は、電気自動車向け設備投資の落ち込みの影響で高速プレス機が大幅に減少するとともに、上期まで堅調であった個別プレス機も後半伸び悩み626億3百万円（前期比20.9%減）となり、受注残高は受注減少により633億3百万円（同17.5%減）となりました。売上高については、中・大型プレス機（個別プレス機）及びサービスの売上増加に加え円安影響等により760億6百万円（同4.5%増）となりました。利益面では、増収やプレス機械の粗利率改善に加え粗利率の高いサービス売上の増加により営業利益は55億2千9百万円（同53.0%増）、経常利益は55億5千9百万円（同54.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は政策保有株式の売却やドイツ子会社統合に伴う税効果適用等により51億1百万円（同81.7%増）となりました。

(2) 部門別の概況

(単位：百万円)

区 分	受注高		売上高	
	金額	前期比増減率	金額	前期比増減率
プレ ス 機 械	40,413	△30.1%	53,044	1.8%
サ ー ビ ス	17,803	4.8%	18,306	11.3%
そ の 他	4,387	2.4%	4,655	11.6%
合 計	62,603	△20.9%	76,006	4.5%



a. プレス機械

中・大型プレス機（個別プレス機）の受注は増加したものの、電気自動車向け高速プレス機や汎用プレス機の減少が響き、受注高は404億1千3百万円（前期比30.1%減）となりました。売上高については中・大型プレス機(個別プレス機)の売上増加や円安影響により、530億4千4百万円（同1.8%増）となりました。

b. サービス

日本・米州・欧州におけるサービス活動が堅調に推移したことにより、受注高は178億3百万円（前期比4.8%増）、売上高は183億6百万円（同11.3%増）となりました。

c.その他(株式会社 R E J 等)

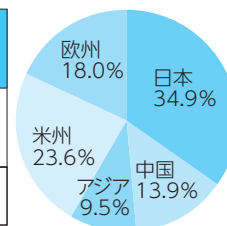
株式会社 R E J の業績が堅調に推移したことにより、受注高は43億8千7百万円（前期比2.4%増）、売上高は46億5千5百万円（同11.6%増）となりました。

(3) 所在地域別の概況

(単位：百万円)

	所在地域					調整額	合計
	日本	中国	アジア	米州	欧州		
売上高	46,609	11,704	10,835	18,241	14,773	△26,157	76,006
うち外部顧客向け	26,539	10,550	7,247	17,960	13,708	—	76,006
営業利益	2,810	838	510	1,288	202	△120	5,529

外部顧客向け
売上高構成比



日 本：中・大型プレス機（個別プレス機）、汎用プレス機、サービス売上の増加により売上高は466億9百万円（前期比8.6%増）となり、営業利益は増収とプレス機械の採算改善等により28億1千万円（同152.7%増）となりました。

中 国：高速プレス機売上が増加したものの、個別プレス機と汎用プレス機の売上が減少し、売上高は117億4百万円（前期比0.8%減）となり、営業利益はミックスの改善により8億3千8百万円（同5.1%増）となりました。

アジア：汎用プレス機売上が減少したものの、個別プレス機売上の増加及び円安の影響により、売上高は前期並みの108億3千5百万円（前期比0.0%減）となり、営業利益は粗利率の低下等により5億1千万円（同57.2%減）となりました。

米 州：個別プレス機やサービス売上の増加及び円安の影響により、売上高は182億4千1百万円（前期比13.7%増）となり、営業利益は増収やプレス機械の粗利率改善により12億8千8百万円（同224.4%増）となりました。

欧 州：サービス売上は堅調に推移したものの個別プレス機と高速プレス機の売上の減少により、売上高は147億7千3百万円（前期比10.5%減）となり、営業利益は粗利率の改善があったものの減収の影響により2億2百万円（同31.2%減）となりました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、11億46百万円となりました。その主なものは、相模工場の設備機械の取得、DX推進のための業務インフラへの投資です。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な借入及び株式並びに社債の発行はありませんでした。

(6) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略

2023年度よりスタートした中期経営計画では、自動車の「電動化」や「軽量化」といった次世代自動車のモノづくりや、顧客の生産設備の自動化やデジタル化による生産性向上、顧客の生産現場における省エネ・脱炭素といった環境負荷低減等、顧客や社会の課題に対し、アイダの技術や製品により解決策を提供することで企業価値を高め、ステークホルダーとともに成長していくという経営方針を掲げ、①事業ポートフォリオの変革、②新たな付加価値の創出、③経営基盤の強化、④環境対策・社会貢献、⑤資本政策という5つの「基本施策」を展開しております。

中期経営計画の2年目となる2024年度においては、中・大型の個別プレス機やサービス売上が堅調であったことや円安効果で通期売上実績は前年対比4.5%増加の760億円となり、中期経営計画で掲げた目標750億円を前倒しで達成しました。利益面では、前年度の低採算の個別プレス機案件が剥落したことや、原材料費や人件費増加を価格転嫁やコスト削減で吸収したことにより、プレス事業の粗利率が改善しました。また、粗利率の高いサービス売上の増加が粗利増に貢献し、営業利益は前年対比53.0%増加の55億円となりました。

EVモーター向けの高速プレス機の生産については、200億円以上を安定的に生産できる体制となりましたが、全世界でEV向け投資が低迷し、受注が大幅に減少しています。さらに、年度後半から米国の通商政策の影響で世界的に設備投資が落ち込み、受注が減速しました。今後も各地域で経済ブロック化の動きが強まり、ビジネス環境は厳しさを増していくと思われます。

中期経営計画最終年度となる次年度においては、2024年度に認識された課題も踏まえつつ以下のような施策を展開してまいります。

【基本施策】

①事業ポートフォリオの変革

<プレス事業>

EV化による自動車部品構成の変化を受け、競争力が低下しつつある成熟製品からEV関連、環境関連等の成長製品へのシフトを進めています。昨今、EV需要の減速で高速プレス機の受注が落ち込んでいますが、長期的にHV車や燃料電池車等を含め自動車の電動化の流れは不変であるとともに、エアコン等の自動車以外の需要も見込まれることから、工場レイアウト見直しや新規導入設備の稼働率向上等、生産合理化への取り組みを継続しつつ、高速プレス機の機能面での更なる製品差別化を進めてまいります。

当社は従来からプレス機械の生産については、世界5極で生産工場を備え地産地消を進めてきております。米国においても非日系顧客向けプレス機械については基本的には現地生産で対応しておりますが、今後も部

品の現地調達比率を高め米国内での競争力を高めてまいります。

<自動機・FA事業>

製造業の生産現場における省力化とデジタル化が進んでおり、自動機・FA事業は今後の拡大が見込める成長分野と位置づけております。前年度はEV駆動用モーター向け高速プレス機の周辺自動機を自社開発のうえ自社生産を開始いたしました。プレス機械とのパッケージ販売だけでなく、自動機単体での受注も獲得しました。また、タンデムラインの高速プレス間搬送装置として自社開発したD-MATについても、当搬送装置単体での受注を獲得する等、自動機単体での競争力は向上しております。今後も自動機における更なる製品差別化を進め、自動機分野でのアイダブランド浸透に注力してまいります。

自動機・FA製品の海外ユーザーは、輸送コスト、サービスサポート、製品仕様の観点で、自国での現地調達志向が強いことから、現地パートナー業者の確保を重点課題と位置づけていましたが、今般2025年4月に米国において高い技術力とサービス力を有する自動機メーカー HMS Products Co.を買収することができました。同社をアイダグループに取り込むことで、北米で自動機も含めたプレスシステムのパッケージ販売を拡大いたしますが、特に米国関税問題の影響が広がるなか、パッケージで米国産製品を供給できる強みを活かし、米国での事業拡大を図ります。今後も引き続き、海外市場での自動機供給能力を向上させるべく、現地業者の買収や業務提携等を積極的に活用してまいります。

<サービス事業>

世界中で多くのアイダ製既設プレス機が部品交換や近代化の時期を迎えつつあるなか、サービス事業は成長分野の大きな柱となります。特に昨今は、景気の不透明感からユーザーが新規設備投資に慎重になるなか、近代化を含めたサービスビジネスへの期待が高まっている状況でもあり、サービス業務における高度な専門知識を持つ人材確保のため、処遇見直しや社内公募等による他部門からの配置転換を促進しています。また、DX・AIを活用した予防保全やプレス診断機能の充実化により、近代化やパーツ販売等の潜在需要の掘り起こしに繋げてまいります。

②新たな付加価値の創出

<EV向けソリューション>

前年度のEV駆動用モーター向け高速プレスラインの商品化に続き、2024年度はEV駆動用モーターコアの生産性向上に向け、業界最大エリアを誇る大型高速プレス機の販売を開始し、新規受注も獲得しています。高精度を維持したエリア拡大は難易度が高く、「競合他社の追随を許さない」大きな差別化商品としてグローバルでの普及拡大を図ります。また、EVバッテリーケース分野については、環境に優しい新たな成形機の開発が完了し、2025年6月より販売を開始いたします。

<エネルギー・環境向けソリューション>

EV以外の代替エネルギー関連分野では、2024年度に水素発電装置におけるバイポーラプレート用金属セパレーター成形の専用機として従来の精密プレス機をさらに改良した大型精密プレス(BEX)を商品化しまし

た。現在、欧州の研究機構Fraunhoferと協働で金型トライを実施中ですが、ここで得られた情報を基に更なる改良を進めてまいります。水素発電は脱炭素の切り札として自動車以外にも大型施設や家庭での活用が期待されています。引き続き機能改善と需要の掘り起こしに注力してまいります。

<DX・AIによるソリューション>

プレス機械の稼働状況を可視化するシステム「Ai CARE」をプレス機械とセットで販売しておりますが、2024年度はこの「見える化」機能に、AI等による分析・診断機能を付加した「AIDAデータアナリティクスシステムAi CARE」の販売を開始いたしました。AIによるデータ分析で金型寿命診断や故障予兆診断等を提供します。また、ChatGPTで当社の工法ノウハウ等を提供するQ&A機能も付加され、生産現場の意思決定を強力にサポートします。引き続きユーザーからのフィードバックを参考に改良を重ねるとともに、サブスクリプションビジネスの拡大を図ってまいります。

今後もAIの技術進歩は加速していきます。当社はプレス機械単体だけではなく金型から材料搬送も含めパッケージで生産システムを提供するノウハウと知見を有しており、AI技術やロボット制御技術等の活用により、顧客の生産現場の更なる自動化や高度化等のソリューション提供を進めてまいります。

③経営基盤の強化

<人的投資>

当社は人財こそが最も重要な財産と位置づけ、従業員が最大限に能力を発揮できるよう「働きがい」向上のための環境整備を継続しております。給与面では2023年度、2024年度に続き次年度も積極的な賃上げを実施する予定です。また、成熟分野から高速プレス機やサービス等の成長分野へのリソースシフトの支援やDX人材育成のための社内リスクリリング研修等、リスクリリングのための実務研修等を積極的に実施しております。また、中途採用者、女性、外国人、シニア人材といった多様な人財を積極的に活用・登用するとともに、多様な人財の能力を最大限に引き出すべく「働き方の多様化」を引き続き進めてまいります。なお、当社の従業員の「こころ」と「からだ」の健康増進に向けての取組みが評価され、当社は2024年度から健康経営優良法人(大規模法人部門)に認定されております。今後も従業員の「働きがい」向上に向けた健康経営を継続推進してまいります。

④環境対策・社会貢献

<脱炭素への取組>

当社は2050年のカーボンニュートラル達成に向けた環境対策を展開しています。

2024年度はScope 3を含めたグローバルベースでのCO₂排出量の開示を開始いたしました。本邦におけるScope 1、Scope 2の削減については、本社工場電力の一部自家発電化に加え、発電用ガスにカーボンニュートラルLNGを導入、さらに次年度は再生可能エネルギー由来となる非化石証書付きの電力を採用することにより、CO₂排出量のネットゼロを達成できる予定です。今後はサプライチェーン企業との協働等を通

じ、Scope 3 削減に向けての追加施策の検討を進めていく予定です。

＜環境に優しい製品の提供＞

当社はこれまでも顧客の生産現場における省エネ、省資源に資するプレス製品を数多く提供してきております。前述の「②新たな付加価値の創出」におけるEV向けソリューションや代替エネルギー関連の開発等により顧客の温室効果ガス削減及び環境負荷軽減に貢献してまいります。

＜地域貢献・地域活性化＞

本社が所在する神奈川県相模原市ではリニア中央新幹線の神奈川県駅の建設が進んでおり、当社も地元の発展・活性化に向け、さまざまな取り組みを行っています。当社敷地内に設置したEV充電施設の一般開放や、地元サッカーチームSC相模原のスポンサーとしてスポーツを通じた地域活性化活動等に取り組んでおります。次年度は気候変動対策に向け、パートナーと協働での「森をつなぐアクション」と題して、森林保護・育成に向けた取り組みを展開していく予定です。

⑤資本政策、資本コストや株価を意識した経営

現行の中期経営計画では「事業ポートフォリオの変革」や「新たな付加価値の創出」等の重点施策を展開することでPBR1.0倍超を達成するという方針を掲げておりますが、今般、この方針を踏襲しつつも、資本政策をより具体化することで、この道筋をより明確に示すことといたしました。①まず、ネット現預金については、月商の3ヶ月分を適正水準とし、超過分を投資と株主還元で優先充当してまいります。②次に、ROEについては、現行の資本コスト水準（6.5%～7.0%）を上回る8%以上を目指してまいります。③また、バランスシートマネジメントとして、自己資本についてはROE8%以上を前提とした適正水準を目指すとともに、現預金や棚卸資産の水準についても適正水準を定めて是正してまいります。④そして、2027年度までのキャピタルアロケーションにおいて、投資や株主還元のバランス確保や①～③を実現する資金の使い道を明確化しました。⑤最後に、株主還元について、DOE3%以上、総還元性向100%以上という方針を掲げ、利益変動の影響を受けにくい安定配当の実施と自己資本の蓄積抑制に取り組めます。

⑥今後の成長戦略と次期中期経営計画について

2025年度は中期経営計画の最終年度となりますが、EV投資の落込みや米国の通商政策等、当社を取り巻く環境は中期経営計画のスタート時から大きく変化しております。また、モノづくりについても、自動車の構造変化やAI等の技術革新に伴い変革のうねりが起きています。当社は108年にわたり業界のパイオニアとしてプレス機械の進化をリードしてまいりましたが、もはや従来のビジネスの延長に成長戦略は描けないと考えています。昨今の環境変化によるマイナス影響は避けられませんが、中長期的には、自動車電動化や代替エネルギー需要の拡大、地産地消による競争力確保、AI活用による製品差別化等、当社にとって今後のビジネスチャンスは広がっていると認識しています。当社はこうした環境変化を踏まえた新たな成長戦略を次期中期経営計画でお示ししたいと考えております。

(7) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第87期 (2021.4.1～2022.3.31)	第88期 (2022.4.1～2023.3.31)	第89期 (2023.4.1～2024.3.31)	第90期 (当連結会計年度) (2024.4.1～2025.3.31)
受注高 (百万円)	78,357	83,994	79,105	62,603
売上高 (百万円)	62,466	68,795	72,742	76,006
営業利益 (百万円)	2,505	1,540	3,615	5,529
経常利益 (百万円)	2,432	1,710	3,595	5,559
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	896	1,295	2,808	5,101
1株当たり当期純利益 (円)	15.02	21.70	47.02	88.47
純資産 (百万円)	78,664	78,043	82,321	83,637
総資産 (百万円)	113,933	116,287	126,195	122,862

(注) 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均株式数（期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(8) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、プレス機械を主力とする鍛圧機械、各種自動装置、産業用ロボット及び金型等の製造・販売並びにサービスを主な事業としております。

(9) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

本 社	神奈川県相模原市
営業所	小山（栃木県小山市）、高崎（群馬県高崎市）、神奈川（神奈川県相模原市） 長野（長野県岡谷市）、浜松（静岡県浜松市）、中部（愛知県安城市） 小牧（愛知県小牧市）、大阪（大阪府門真市）、中四国（広島県福山市） 福岡（福岡県福岡市）
工 場	相模工場、津久井工場、下九沢工場（神奈川県相模原市） 白山工場（石川県白山市）、名古屋サービス工場（愛知県小牧市） 大阪サービス工場（大阪府門真市）

②重要な子会社の主要な事業所

会 社 名	本社所在地	工場所在地
株 式 会 社 R E J	神奈川県 横浜市	神奈川県 横浜市
アイダアメリカ C O R P .	アメリカ オハイオ州	アメリカ オハイオ州
ア イ ダ S . r . l .	イタリア プレシア市	イタリア プレシア市
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	シンガポール	
アイダマニュファクチャリング（アジア）SDN.BHD.	マレーシア ジョホール州	マレーシア ジョホール州
会 田 工 程 技 術 有 限 公 司	中国 上海市	
会 田 鍛 圧 机 床 有 限 公 司	中国 江蘇省 南通市	中国 江蘇省 南通市

(10) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株 式 会 社 R E J	300百万円	100	産業機械用駆動装置の製造・販売
アイダアメリカ C O R P .	32,709千米ドル	100	プレス機械の製造・販売・サービス
ア イ ダ S . r . l .	30,000千ユーロ	100	プレス機械の製造・販売・サービス
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	300千シンガポールドル	100	プレス機械の販売・サービス
アイダマニファクチャリング (アジア) SDN.BHD.	20,000千リンギット	(注1) 100	プレス機械の製造
会 田 工 程 技 術 有 限 公 司	168,857千人民元	100	プレス機械の販売・サービス
会 田 鍛 圧 机 床 有 限 公 司	170,237千人民元	(注1) 100	プレス機械の製造

(注) 1. 出資比率は、子会社保有の間接保有割合を含め記載しております。

2. 上記を含め、当社の連結子会社は20社となっております。

②連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

該当するものではありません。

(11) 従業員の状況

(2025年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,958名	62名減

(12) 主要な借入先

(2025年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	810
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	810
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	500
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	500
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	500

(注) 外貨建ての借入金残高は、当連結会計年度末の為替レートで円換算しております。

(13) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当するものではありません。

(14) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当するものではありません。

(15) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当するものではありません。

(16) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当するものではありません。

(17) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当するものではありません。

(18) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。また、ステークホルダーとともに成長するという経営方針に基づき、経営・財務基盤の安定性確保、持続的成長への戦略投資、安定的な株主還元をバランスよく実現するという基本方針のもと、資本コストを踏まえた「あるべき自己資本」と「あるべきバランスシート」を目指しつつ、配当については安定配当を重視しDOE3%以上*を維持する方針です。

*為替換算調整勘定を除く自己資本をベースとする

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 188,149,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,204,621株（自己株式5,317,513株を含む）
- (3) 株主数 8,672名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,672	10.78
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	4,348	7.03
第一生命保険株式会社	2,805	4.53
日本生命保険相互会社	2,587	4.18
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,577	4.16
明治安田生命保険相互会社	2,516	4.07
MM Investments株式会社	2,414	3.90
株式会社みずほ銀行	2,179	3.52
MSIP CLIENT SECURITIES	1,886	3.05
アイダエンジニアリング取引先持株会	1,605	2.59

（注）1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（61,887,108株）を基準に算出しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、各株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT）における当社株式の再信託先であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

- ①取締役に対する交付状況
該当するものではありません。
- ②社外取締役に対する交付状況
該当するものではありません。
- ③監査役に対する交付状況
該当するものではありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

2024年3月14日開催の当社取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類	普通株式
-----------	------

取得した株式の総数	2,243,800株
-----------	------------

株式の取得価額の総額	1,999百万円
------------	----------

取得期間	2024年4月1日～2024年5月28日
------	----------------------

②自己株式の消却

2024年3月14日開催の当社取締役会決議により消却した自己株式

消却した株式の種類	普通株式
-----------	------

消却した株式の総数	2,243,800株
-----------	------------

消却した株式の総額	1,532百万円
-----------	----------

消却日	2024年7月31日
-----	------------

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

当社での地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	会 田 仁 一	アイダアメリカ CORP.会長
代表取締役社長	鈴 木 利 彦	最高経営責任者（CEO）、開発本部長、株式会社 R E J 代表取締役会長、アイダアメリカ CORP.副会長
取 締 役	鵜 川 裕 光	常務執行役員、管理本部長、アイダ S.r.l.会長
取 締 役	ヤップ テック メン	執行役員、アイダグレイターアジア PTE. LTD.会長
取 締 役	五 味 廣 文	株式会社SBI新生銀行取締役会長
取 締 役	望 月 幹 夫	
取 締 役	井 口 功	
取 締 役	角 紀代恵	
常 勤 監 査 役	平 塚 順一郎	
監 査 役	近 藤 総 一	
監 査 役	片 山 典 之	弁護士、シティユーワ法律事務所パートナー

（注） 1. 五味廣文氏、望月幹夫氏、井口功氏及び角紀代恵氏は社外取締役であります。

2. 監査役は全員が社外監査役であります。

3. 社外取締役及び社外監査役につきましては、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4. 監査役平塚順一郎氏は大手金融機関において企業審査や業務監査に従事した実績があり、監査役近藤総一氏は生命保険会社において財務関連業務等に携わるとともに、常任監査役や常勤監査等委員として監査業務にも従事した実績があり、いずれも財務、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等

②保険契約の内容の概要

- ・上記①の被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含みます)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償するものです。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は意図的な違法行為等に起因する損害等については、補償対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 社外役員の状況 (2025年3月31日現在)

①他の法人等の社外役員等の兼職の状況

区分	氏 名	兼職の状況	
取締役	五味廣文	株式会社ミロク情報サービス	社外取締役
		アステリア株式会社	社外取締役
		株式会社ZUU	社外取締役
監査役	片山典之	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	監査役
		日産化学株式会社	社外監査役
		平和不動産リート投資法人	監督役員
		日本電解株式会社	社外取締役 (監査等委員)
		株式会社リブセンス	社外監査役
		株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	社外取締役 (監査等委員)

②他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況

- ・取締役 五味廣文氏は株式会社SBI新生銀行の取締役会長を兼務しております。当社と同行との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 片山典之氏はシティユーワ法律事務所のパートナーであります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

③他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況
該当するものではありません。

なお、上記には該当しませんが、当社社外役員につき下記のとおり兼職があります。

- ・取締役 角紀代恵氏は立教大学名誉教授、明治学院大学客員教授、高岡法科大学客員教授、島田法律事務所客員弁護士、公益財団法人トラスト未来フォーラム理事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 近藤総一氏は第一生命ホールディングス株式会社の非常勤顧問を兼務しております。同氏は2024年6月まで同社取締役（常勤監査等委員）に就任しており、同社子会社である第一生命保険株式会社は、当社の発行済株式(自己株式を除く)の総数のうち、4.53%を有する株主であります。当社は同社と保険契約を締結し、金銭借入等の取引があります。

④当事業年度における主な活動状況

当社での 地位	氏 名	出席状況		主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	報酬諮問委員会	
取締役	五味廣文	100% 14回/14回中	100% 3回/3回中	元金融庁長官等として国の金融行政に携わったことによる豊富な経験と高度な専門知識、加えて民間金融機関における取締役会長職や他社の社外役員として会社経営に関わる経験を有しており、これらを活かし当社の経営上有用な助言・提言を積極的に行っております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、独立した客観的な立場から業務執行に対する監督を行っており、社外取締役として期待しておりました役割を適切に果たしております。なお、当事業年度開催の報酬諮問委員会に委員長として出席し、社内取締役の個人別報酬やその算定方法等に関する審議を行っております。
取締役	望月幹夫	100% 14回/14回中	100% 3回/3回中	総合重工業メーカーにおける経営及び産業機械ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見、加えて他社の社外役員として会社経営に関わる経験を有しており、これらを活かし当社の経営上有用な助言・提言を積極的に行っております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、独立した客観的な立場から業務執行に対する監督を行っており、社外取締役として期待しておりました役割を適切に果たしております。なお、当事業年度開催の報酬諮問委員会に委員として出席し、社内取締役の個人別報酬やその算定方法等に関する審議を行っております。
取締役	井口功	100% 14回/14回中	—	大手総合電機メーカーにおける経営及び自動機・FAビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらを活かし当社の経営上有用な助言・提言を積極的に行っております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、独立した客観的な立場から業務執行に対する監督を行っており、社外取締役として期待しておりました役割を適切に果たしております。
取締役	角紀代恵	100% 14回/14回中	—	法律の専門家として、ビジネス法務全般に関する高度な知見、大学の法学部長として人材育成に関する経験、加えて学校法人の常務理事、事業法人の社外役員として会社経営に関わる経験を有しており、これらを活かし当社の経営上有用な助言・提言を積極的に行っております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、独立した客観的な立場から業務執行に対する監督を行っており、社外取締役として期待しておりました役割を適切に果たしております。

当社での 地位	氏 名	出席状況		主な活動状況及
		取締役会	監査役会	
常 勤 監査役	平塚順一郎	100% 14回/14回中	100% 12回/12回中	大手金融機関における海外勤務や企業審査、業務監査を含めた豊富な経験と、財務に関する幅広い知識を有しており、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、意思決定の適法性・妥当性を確保するための質問・意見表明等の発言を積極的に行っております。常勤監査役として、日頃から代表取締役との意見交換、経営層・管理職層との面談や会計監査人との情報交換を行う等、当社及びグループ各社の実態把握に積極的に努め、独立した客観的な立場から経営陣に対し課題等について日常的に意見を述べております。また、他の監査役と連携して、監査方針に基づき当社の経営に対する適切な監査を実施しております。
監査役	近藤総一	100% 14回/14回中	100% 12回/12回中	生命保険会社において主に財務関連業務等に携わるとともに、常任監査役や常勤監査等委員として監査業務にも従事し、これらの分野で豊富な経験と知見を有しており、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、意思決定の適法性・妥当性を確保するための質問・意見表明等の発言を独立した客観的な立場から積極的に行っております。また、他の監査役と連携して、監査方針に基づき当社の経営に対する適切な監査を実施しております。
監査役	片山典之	93% 13回/14回中	92% 11回/12回中	弁護士として長年にわたるビジネス法務全般に関する豊富な経験と高度な専門知識、加えて、他社の社外役員として会社経営に関わる経験も豊富であり、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、意思決定の適法性・妥当性を確保するための質問・意見表明等の発言を独立した客観的な立場から積極的に行っております。また、他の監査役と連携して、監査方針に基づき当社の経営に対する適切な監査を実施しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等に係る事項

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、第90回定時株主総会第4号議案をご承認いただくことを条件に、2021年5月13日開催の取締役会において決定された、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の変更を決議いたしました。上記の変更前の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、以下のとおりです（なお、下線部は上記の決議によって変更された箇所となります。）。

取締役の報酬は、(a)固定報酬としての基本報酬、(b)単年度の会社の業績に連動して支給される業績連動賞与、(c)株価に連動する非金銭報酬（株式報酬）、で構成されます。社外取締役の報酬は、独立性の維持と客観的視点で経営全般を監督するという職責に鑑み、(a)固定報酬としての基本報酬のみとしております。取締役の金銭による報酬である(a)基本報酬と(b)業績連動賞与については、2001年6月28日開催の当社第66回定時株主総会において、報酬限度額は年額3億円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と設定されており、各社内取締役の個人別報酬額は、報酬諮問委員会の提案を踏まえ代表取締役社長が決定しております。また、(c)非金銭報酬（株式報酬）については、上記の取締役に対する金銭による報酬の限度額とは別枠として、2017年6月19日開催の当社第82回定時株主総会において、3事業年度で1億5百万円の報酬限度額が設定されており、各取締役の報酬額は、当該株主総会の承認の範囲内で取締役会によって制定された役員株式給付規程に基づいて決定します。

(a)基本報酬については、役位や経験に応じた等級と、各等級に応じた月額報酬基準額が設定されており、その基準額が月額報酬として支給されます。報酬基準額については、経営環境や世間水準を考慮して適正な水準を設定しております。

(b)業績連動賞与については、単年度の業績達成に向けたインセンティブ付けを目的としております。月額報酬基準額に基づく一部の基本部分(単年度の連結営業利益が一定水準を下回ると支給されない)に、単年度の連結営業利益に一定の係数を乗じて算定される連結営業利益連動部分を加えて総支給額が算出され、役位に応じて各取締役への配分額が決定し、毎年夏と冬に支給することとしています。

なお、業績連動賞与は、株主の皆様と共有している重要な経営指標である連結営業利益の実績値によって算出される仕組みを採用しておりますが、支給のための目標値の設定はありません。当事業年度の連結営業利益実績は55億2千9百万円であります。業績連動賞与は、基本報酬の水準に関わりなく、ゼロを下限に連結営業利益の水準に応じて自動的に変動する仕組みであるため、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（株式報酬）の支給割合は、連結営業利益の水準に応じて定まるのであって、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（株式報酬）の支給割合を予め定めて、それに応じて各種報酬の額が定まるわけではありません。

(c)非金銭報酬（株式報酬）については、中長期的な企業価値増大に向けたインセンティブ付けを目的としており、役員株式給付規程に基づき、役位に応じて毎年ポイント（1ポイント＝1株）が付与され、退任時等に累積ポイント数に応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付いたします。当事業年度の交付状況は、「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

当事業年度の実績は、(a)基本報酬及び(b)業績連動賞与につき報酬諮問委員会の提案を踏まえ取締役会から一任を受けた代表取締役社長である鈴木利彦氏が、(c)非金銭報酬（株式報酬）につき役員株式給付規程に基づき、それぞれ株主総会で決議された報酬額の枠内において、予め定めている社内の基準に則して決定していることから、取締役会は当該報酬の内容が上記方針に沿った妥当なものであると判断しております。

上記のとおり、当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、第90回定時株主総会第4号議案をご承認いただくことを条件に、上記の実績の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の変更を決議しております。変更箇所の概要は、以下のとおりです。

このたび、上記の範囲内で、中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させ、株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的に、2025年4月11日開催の取締役会において、より中長期的な株価上昇のインセンティブが働くよう、固定報酬としての基本報酬の比率を下げ、株式報酬の比率を上げること（いわゆる報酬ミックスの変更）を内容とする、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の変更を決定いたしました。(c)非金銭報酬（株式報酬）については、上記の実績に対する金銭による報酬

の限度額とは別枠として、2017年6月19日開催の当社第82回定時株主総会において、3事業年度で1億5百万円の報酬限度額が設定されておりましたが、上記報酬ミックスの変更に伴い、取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の年間上限を54,600ポイントから100,000ポイントに引き上げる（1ポイント＝1株）こととし、3事業年度で1億5百万円の金額上限を廃止いたします。

報酬諮問委員会からは、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、今般の報酬ミックスの変更は相当であるとの答申を得ております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会の決議年月日	左記総会終結時点の対象者の員数(名)
取締役（社外取締役を含む）	金銭報酬	年額300百万円以内 （ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）	2001年6月28日開催の第66回定時株主総会	6
取締役（社外取締役を除く）	非金銭報酬 （株式報酬）	3事業年度ごとに105百万円を上限とした金銭を信託に拠出	2017年6月19日開催の第82回定時株主総会	4
監査役	金銭報酬	年額50百万円以内	1992年6月26日開催の第57回定時株主総会	3

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）				報酬等 の総額 (百万円)
		金銭による報酬			非金銭報酬 (株式報酬)	
		基本報酬	業績連動賞与	小計		
取締役（社外取締役を除く）	4	139	(注1) 68	207	(注3) 24	231
社 外 取 締 役	4	33	－	33	－	33
監査役（全員社外監査役）	3	26	－	26	－	26

- (注) 1. 賞与の額は、役員賞与引当金として繰入した金額であります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の2名に対して、使用人給与相当額及び使用人賞与相当額として4千3百万円(子会社による支払いを含む)を支払っております。
3. 非金銭報酬（株式報酬）については、2017年6月19日開催の当社第82回定時株主総会決議において導入した株式報酬制度「株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)」に基づき、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の状況

該当するものではありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	②当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額
54百万円	54百万円

- (注) 1. 監査役会は、監査項目別監査時間並びに監査報酬の推移及び過年度の監査計画の実績の状況を把握し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な海外子会社であるアイダアメリカ CORP.、アイダ S.r.l.、アイダグレイターアジア PTE. LTD.、アイダマニユファクチャリング（アジア）SDN.BHD.、会田工程技術有限公司、会田鍛圧机床有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当するものではありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する決議を株主総会に提案いたします。

(注) 本事業報告の数値は、特にことわりのない箇所について、金額は単位未満切捨、比率は単位未満四捨五入で表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

(単位 百万円)

	前連結 会計年度 (ご参考) (2024年3月 31日現在)	当連結 会計年度 (2025年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	33,316	35,856	2,539
受取手形、売掛金及び契約資産	19,006	16,942	△2,063
電子記録債権	1,390	1,912	521
製品	5,538	6,712	1,174
仕掛品	21,078	20,180	△897
原材料及び貯蔵品	4,675	4,987	312
前渡金	2,249	541	△1,707
未収入金	1,174	594	△579
未収消費税等	1,508	811	△696
その他	419	475	56
貸倒引当金	△73	△90	△16
流動資産合計	90,283	88,927	△1,356
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	27,404	27,503	99
減価償却累計額	△19,858	△20,340	△482
建物及び構築物（純額）	7,545	7,162	△383
機械装置及び運搬具	21,984	22,255	271
減価償却累計額	△16,776	△17,497	△721
機械装置及び運搬具（純額）	5,208	4,758	△450
土地	7,343	7,356	13
建設仮勘定	151	231	80
その他	4,653	4,643	△10
減価償却累計額	△4,011	△3,924	87
その他（純額）	642	719	77
有形固定資産合計	20,889	20,227	△662
無形固定資産			
借地権	1,059	1,051	△8
ソフトウェア	908	708	△200
その他	159	38	△121
無形固定資産合計	2,127	1,797	△330
投資その他の資産			
投資有価証券	11,196	9,979	△1,217
保険積立金	526	517	△8
退職給付に係る資産	677	604	△73
繰延税金資産	385	554	169
その他	1,829	1,956	126
貸倒引当金	△1,721	△1,702	19
投資その他の資産合計	12,894	11,910	△984
固定資産合計	35,912	33,934	△1,977
資産合計	126,195	122,862	△3,333

	前連結 会計年度 (ご参考) (2024年3月 31日現在)	当連結 会計年度 (2025年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)
負債の部			
流動負債			
買掛金	7,915	4,948	△2,967
電子記録債務	3,014	2,363	△651
短期借入金	1,469	1,620	150
1年内返済予定の 長期借入金	500	500	—
未払金	1,124	1,255	131
未払費用	1,463	1,368	△94
未払法人税等	915	997	82
契約負債	16,177	16,455	278
製品保証引当金	679	766	86
賞与引当金	1,069	1,216	146
役員賞与引当金	41	52	11
受注損失引当金	176	246	69
その他	2,333	1,409	△923
流動負債合計	36,882	33,201	△3,681
固定負債			
長期借入金	1,000	1,000	—
長期未払金	1,095	1,180	84
株式給付引当金	744	830	85
退職給付に係る負債	1,383	1,378	△4
資産除去債務	9	9	—
繰延税金負債	2,227	1,260	△966
その他	530	362	△167
固定負債合計	6,991	6,022	△968
負債合計	43,873	39,224	△4,649
純資産の部			
株主資本			
資本金	7,831	7,831	—
資本剰余金	13,028	12,586	△442
利益剰余金	56,092	58,179	2,087
自己株式	△5,256	△5,711	△455
株主資本合計	71,695	72,885	1,189
その他の包括利益累計額			
その他の有価証券評価差額金	5,446	4,597	△849
繰延ヘッジ損益	△519	△173	346
為替換算調整勘定	5,755	6,457	701
退職給付に係る調整累計額	△148	△221	△72
その他の包括利益累計額合計	10,534	10,660	126
新株予約権	91	91	—
純資産合計	82,321	83,637	1,316
負債純資産合計	126,195	122,862	△3,333

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位 百万円)

	前連結会計年度 (ご参考) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増 減 (ご参考)
売上高	72,742	76,006	3,263
売上原価	59,086	59,965	879
売上総利益	13,656	16,040	2,383
販売費及び一般管理費	10,041	10,510	469
営業利益	3,615	5,529	1,914
営業外収益			
受取利息	153	309	155
受取配当金	279	279	0
その他	87	205	118
営業外収益合計	520	795	274
営業外費用			
支払利息	45	83	38
支払手数料	22	105	83
為替差損	420	466	45
その他	52	110	58
営業外費用合計	540	765	225
経常利益	3,595	5,559	1,963
特別利益			
固定資産売却益	299	18	△281
投資有価証券売却益	345	769	423
特別利益合計	645	787	142
特別損失			
固定資産除却損	7	3	△4
投資有価証券評価損	—	45	45
特別損失合計	7	49	41
税金等調整前当期純利益	4,233	6,297	2,064
法人税、住民税及び事業税	1,428	2,092	663
法人税等調整額	△4	△896	△892
法人税等合計	1,424	1,196	△228
当期純利益	2,808	5,101	2,293
親会社株主に帰属する当期純利益	2,808	5,101	2,293

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

	前事業年度 (ご参考) (2024年3月 31日現在)	当事業年度 (2025年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)		前事業年度 (ご参考) (2024年3月 31日現在)	当事業年度 (2025年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)
資産の部				負債の部			
流動資産				流動負債			
現金及び預金	11,645	14,607	2,962	買掛金	3,575	2,607	△967
受取手形	351	58	△292	電子記録債務	2,153	1,373	△779
電子記録債権	1,014	1,075	61	1年内返済予定 の長期借入金	500	500	—
売掛金	11,644	8,316	△3,328	未払金	702	678	△24
契約資産	2,315	2,584	268	未払費用	405	415	9
製品	960	2,093	1,132	未払法人税等	672	743	71
仕掛品	10,911	10,232	△678	契約負債	4,652	5,787	1,134
原材料及び貯蔵品	472	442	△29	預り金	37	37	△0
前渡金	1,042	235	△806	製品保証引当金	228	194	△33
前払費用	27	69	41	賞与引当金	715	732	17
未収入金	2,371	1,774	△596	役員賞与引当金	41	52	11
短期貸付金	5,918	3,926	△1,992	受注損失引当金	74	10	△63
立替金	20	23	2	その他	1,368	470	△897
その他	5	5	△0	流動負債合計	15,128	13,604	△1,523
貸倒引当金	△2,742	△598	2,144	固定負債			
流動資産合計	45,958	44,846	△1,111	長期借入金	1,000	1,000	—
固定資産				長期未払金	1,087	1,180	92
有形固定資産				株式給付引当金	744	830	85
建物	3,647	3,461	△185	資産除去債務	9	9	—
構築物	215	190	△24	繰延税金負債	1,716	823	△893
機械及び装置	2,019	1,876	△142	その他	222	68	△153
車両運搬具	13	13	△0	固定負債合計	4,780	3,913	△867
工具器具及び備品	357	352	△4	負債合計			
土地	4,758	4,758	—	負債合計	19,908	17,517	△2,391
建設仮勘定	109	177	68	純資産の部			
その他	8	36	27	株主資本			
有形固定資産合計	11,130	10,868	△261	資本金	7,831	7,831	—
無形固定資産				資本剰余金			
ソフトウェア	818	624	△194	資本準備金	12,425	12,425	—
その他	126	11	△115	その他資本剰余金	442	—	△442
無形固定資産合計	944	635	△309	資本剰余金合計	12,867	12,425	△442
投資その他の資産				利益剰余金			
投資有価証券	10,957	9,738	△1,219	利益準備金	1,957	1,957	—
関係会社株式	9,892	9,933	40	その他利益剰余金			
前払年金費用	890	922	31	配当準備積立金	1,370	1,370	—
破産更生債権等	—	0	0	研究開発積立金	5,400	5,400	—
長期前払費用	18	153	134	為替変動積立金	2,000	2,000	—
保険積立金	526	517	△8	株式消却積立金	4,690	3,600	△1,090
差入保証金	13	20	7	買換資産圧縮積立金	946	925	△21
その他	53	53	—	別途積立金	6,710	6,710	—
貸倒引当金	△22	△23	△0	繰越利益剰余金	16,907	19,127	2,220
投資その他の資産合計	22,331	21,317	△1,014	利益剰余金合計	39,983	41,091	1,108
固定資産合計	34,406	32,820	△1,585	自己株式	△5,256	△5,711	△455
資産合計				株主資本合計	55,425	55,636	210
	80,365	77,667	△2,697	評価・換算差額等			
				その他有価証券	5,445	4,594	△850
				評価差額金			
				繰延ヘッジ損益	△505	△172	333
				評価・換算差額等合計	4,939	4,422	△516
				新株予約権			
				新株予約権	91	91	—
				純資産合計	60,456	60,150	△305
				負債純資産合計	80,365	77,667	△2,697

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位 百万円)

	前事業年度（ご参考） （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	増 減 (ご参考)
売上高	38,638	42,059	3,420
売上原価	32,761	34,486	1,725
売上総利益	5,877	7,573	1,695
販売費及び一般管理費	4,591	4,673	82
営業利益	1,286	2,899	1,612
営業外収益			
受取利息	237	272	34
受取配当金	698	1,199	501
固定資産賃貸料	7	7	△0
その他	25	20	△4
営業外収益合計	969	1,499	530
営業外費用			
支払利息	9	11	2
固定資産賃貸費用	3	3	0
支払手数料	22	105	83
為替差損	264	319	54
貸倒引当金繰入額	554	－	△554
その他	3	2	△0
営業外費用合計	856	442	△414
経常利益	1,398	3,956	2,557
特別利益			
固定資産売却益	278	2	△275
投資有価証券売却益	345	769	423
特別利益合計	623	772	148
特別損失			
固定資産除却損	5	0	△5
投資有価証券評価損	－	45	45
関係会社株式評価損	－	337	337
特別損失合計	5	382	377
税引前当期純利益	2,016	4,345	2,328
法人税、住民税及び事業税	730	998	268
法人税等調整額	7	△776	△784
法人税等合計	738	222	△515
当期純利益	1,278	4,122	2,844

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

アイダエンジニアリング株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 水 善 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

アイダエンジニアリング株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 水 善 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、又は往査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

アイダエンジニアリング株式会社	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	平塚 順一郎 ㊤
監査役（社外監査役）	近藤 総一 ㊤
監査役（社外監査役）	片山 典之 ㊤

以上

(ご参考)

事業トピックス

中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）の基本施策の1つとして掲げている、「新たな付加価値の創出」において、当社は顧客や社会の課題解決に向けて研究開発に取り組み、アイダ独自の技術により付加価値を創出し、持続的な企業価値の向上を目指しています。当事業年度も当社の最先端技術や製品に対し高評価をいただき各種受賞いたしましたのでご報告いたします。

TOPICS

1

日本鍛圧機械工業会主催

MF技術大賞2024-2025「MF技術大賞」受賞

焼結+切削からの工法転換によるジョイントの板鍛造加工

鍛圧塑性加工技術の総合力を顕彰する「MF技術大賞2024-2025」（日本鍛圧機械工業会主催）において、株式会社湯浅製作所（群馬県富岡市）と共同応募した「焼結+切削からの工法転換によるジョイントの板鍛造加工」が最高賞である「MF技術大賞」を受賞いたしました。

従来は焼結工法で製造されていたジョイント部品について、アイダの精密成形機ULプレスを用いた冷間プレス工法へ転換したことにより、強度向上を実現すると同時に粉末成形・焼結・工作機械による穴明けといった工程を削減することが可能となりました。これにより、従来比3～5倍の大幅な生産性向上を実現したほか、工作機械3台分の設備と熱処理工程が不要となったことによりCO₂排出量を従来比約76%削減いたしました。また、工程削減による省人化にも貢献いたしました。

当社の新技術がお客さまの生産性向上支援のみならず、環境負荷低減を実現したことも高く評価されました。



受賞した「MF技術大賞」の表彰状



精密成形機「ULシリーズ」



自動車用電動パワーステアリング
ジョイント部品

金属セパレーター成形専用機 BEXシリーズ

2024年に開発、実用化され、販売された製品で日本のモノづくりの発展や国際競争力の強化につながった製品を顕彰する「第67回（2024年）十大新製品賞」（日刊工業新聞社主催）において、水素燃料電池やエレクトロライザー（水電解装置）等に搭載される、バイポーラプレート用金属セパレーター成形の専用機として開発された「BEXシリーズ」が、本賞を受賞いたしました。

水素と酸素の化学反応で発電する水素燃料電池は、CO₂削減のための次世代エネルギーとして期待されており、燃料電池車、エネファーム（家庭用燃料電池）、エレクトロライザー（水電解装置）等で活用が拡大しつつあります。水素燃料電池のセパレーターの加工では、水素と酸素の流路となる相対寸法公差数ミクロンという微細な溝を、厚さ0.1mm程度の極薄の金属板に成形する技術が求められるとともに、需要の増加が見込まれる欧州仕様に適合させる技術開発が要求されました。当社では新製品の開発にあたり欧州研究機構であるFraunhoferとの共同研究と技術交流を通じ、安定した高精度加工を実現する独創的な構造を作りこんだBEXシリーズを2024年夏に完成させました。

BEXシリーズの高精度かつ高い生産性は環境負荷低減に向けた燃料電池の普及に大きく貢献すると期待され、高評価を得て受賞に至りました。



受賞した金属セパレーター成形専用機「BEXシリーズ」



第67回十大新製品賞贈賞式の様子
提供：株式会社 日刊工業新聞社

株 主 メ モ

■ 事 業 年 度 毎年4月1日～翌年3月31日

■ 定時株主総会 毎年6月

■ 剰 余 金 の
配 当 基 準 日 毎年3月31日

■ 公 告 方 法 電子公告
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
[公告掲載URL] <https://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html>

■ 株主名簿管理人・
特 別 口 座 の
口 座 管 理 機 関 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

【株式に関するお問合せ先】

	証券会社等で株式を保有 されている場合	証券会社等で株式を保有されていない場合 (特別口座の場合)
住所変更、配当金受取 り方法の変更、マイナ ンバーのお届出等	お取引の証券会社等 にお問合せください。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
未受領の配当金、その 他当社株式関係書類に ついて等	右記みずほ信託銀行株式 会社にお問合せください。	ホームページ https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html 
株主総会資料の電子提 供制度（書面交付請求） について	お取引の証券会社 又は 右記みずほ信託銀行株式 会社にお問合せください。	フリーダイヤル ☎ 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時) 電子提供制度専用ダイヤル ☎ 0120-524-324 (土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時)
ご注意		特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の 株式売買はできません。株式の売買にあたっては、 証券会社等に口座を開設し、株式の口座振替手続 きを行っていただく必要があります。

当社ウェブサイトのご案内

当事業内容をはじめ、最新のニュースリリースやIR情報、また当社のサステナビリティ基本方針、社会貢献・環境への取組みについて掲載しております。ぜひご覧ください。

<https://www.aida.co.jp>



サステナビリティ取組みについてのご紹介

当社のサステナビリティ基本方針や社会貢献・環境への取組みについては、当社ウェブサイトをご覧ください。

● サステナビリティ基本方針

<https://www.aida.co.jp/company/guidelines.html>



● 環境方針・カーボンニュートラル取組方針・CSR

<https://www.aida.co.jp/company/csr/index.html>



健康経営優良法人（大規模法人部門）認定



経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に2年連続で認定されました。今後もさまざまな施策を継続的に実施していくことで、健康的に働くことのできる社会の実現を目指します。

株主総会会場 ご案内図

日時

2025年6月25日(水曜日) 午前10時30分
(受付開始 午前9時30分)

会場

神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
アイダエンジニアリング株式会社 本社会議室
電話 042-772-5231(代表)



交通のご案内

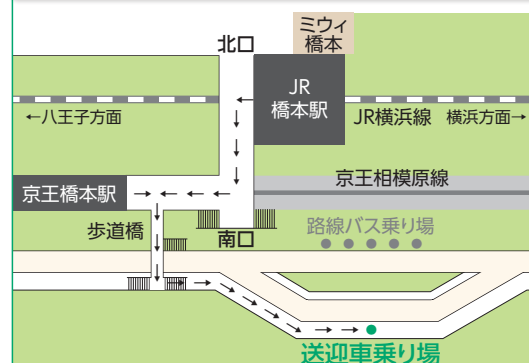
- 電車 JR横浜線・JR相模線・京王相模原線
「橋本駅」南口から徒歩約15分、タクシー約5分
- 自動車 正門からお入りください。
なお、駐車場スペースに限りがございますので、
予めご了承ください。



アイダエンジニアリング株式会社
本社

橋本駅南口からの当社無料送迎車のご案内

運行時間 9:50~10:20 ※約5分から10分間隔で運行



- 送迎車乗り場には案内係がおります。
- 株主総会終了後に橋本駅南口まで当社送迎車を運行いたします。

当日ご出席いただく株主の皆様へ

- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。